⑼　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を義務づける工事である。
⑽　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。
⑾　本工事は、入札時に施工方法等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を適用する。
⑿　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。
⒀　本工事は、情報ネットワークを活用した受発注者間の情報の電子化、共有化、承諾経路の自動化と電子納品を実施する。
⒁　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。
⒂　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⒃　本工事は入札説明会を実施する。なお、説明会の日時・場所等については入札説明書による。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体、または単体有資格者であること。

なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　平成21、22年度の北陸地方整備局における「建築工事」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること。
⑶　北陸地方整備局における「建築工事」に係る一般競争参加資格決定の際に算定した経営事項評価点数が1,200点以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局次長（港湾空港関係）が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した「建築工事」における経営事項評価点数が1,200点以上であること）。
⑷　平成７年度以降に元請けとして完成した建築一式工事で、下記の要件を満たす施工実績を有する者であること。
①　特定建設工事共同企業体の代表者または単体有資格業者
⑴　新築又は増築
⑵　構造：鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
⑶　地上高さ35m以上
②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員
⑴　新築又は増築
⑵　構造：鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者または単体有資格業者については、共同企業体の代表者または単体としての実績に限る。

特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。

なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
⑸　施工計画等に対する技術的所見が適正であること。
⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。
①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　特定建設工事共同企業体の代表者または単体有資格業者にあっては、平成７年度以降に、⑷①に掲げる工事の施工経験を有する者であること。特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成７年度以降に⑷②に掲げる工事の施工経験を有する者であること。

なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者またはこれに準ずる者であること。
④　専門技術力が適正であること。
⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
⑻　北陸地方整備局（港湾空港関係）が発注した建築工事のうち、平成20年度、平成21年度に完成した工事がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点合計の平均点が65点以上であること。
⑼　過去に調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が60点未満の工事成績評定通知書を通知された者は、その通知日から下記４⑶の申請書の提出期限日までの期間が１年を経過していること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものを対象とする。）ただし対象は、平成18年９月１日以降の入札公告、及び入札説明書に、「調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が60点未満となった場合は、工事成績評定通知書の通知日から１年間、国土交通省北陸地方整備局（港湾空港関係）が発注する工事の入札参加を認めない。」と記載された工事の工事成績評定通知書に限る。
⑽　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
⑾　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）
⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価に関する事項

⑴　評価対象要件
①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
②　⑵によって得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）が標準点（100点）を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。
⑵　総合評価の方法
①　標準点　当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を付与する。
②　施工体制評価点及び加算点　下記㋐～㋒の評価項目毎に評価を行い、施工体制評価点及び加算点を付与する。（入札説明書参照）
㋐　施工体制の評価（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）
㋑　技術提案の評価（技術提案に係る施工計画）
㋒　企業の基礎評価（工事成績評定の最低点）
⑶　加算点の減点措置　調査基準価格を下回った価格で入札した場合、企業基礎評価として当該工事の加算点を減点する。（入札説明書参照）
⑷　配置予定技術者の技術力等に関するヒアリングを実施する。詳細は入札説明書による。
⑸　施工体制確認のためのヒアリングの実施　技術提案に係る施工計画等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。（入札説明書参照）
⑹　⑴において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引き落札者を決定する。
⑺　技術資料に基づく施工
①　実際の施工に際しては、競争参加資格確認通知書に併せて通知する技術提案に係る施工計画の採否及び評価結果に基づき、施工計画書の作成及び実施工を行うものとする。